第１７号議案

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２３年(2011年)２月２８日

提出者　町田市長　石　阪　丈　一

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市長等の給与に関する条例（昭和３３年４月町田市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項及び第４項を次のように改める。

３　市長等が退職したときは、その日まで給料を支給する。

４　市長等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第３条に次の１項を加える。

５　第２項又は第３項の規定により給料を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として、日割計算により支給する。

附　則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

町田市長等の給与に関する条例新旧対照表

＿部分は改正部分

改正後	改正前
第３条　略	第３条　略
２　略	２　略
３　市長等が退職したときは、その日まで給料を支給する。	３　市長等が退職又は死亡した場合は、その月まで給料を支給する。ただし、市長等が退職し、その月中に市長等に再就職した場合又は一般職の職員となった場合においては、日割計算によって退職した日まで給料を支給する。
４　市長等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。	
５　第２項又は第３項の規定により給料を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として、日割計算により支給する。	４　前項の日割計算は、その月の現日数を基礎とする。